

- (5) 宗教2世個人を自身の利益のために不当に利用しない。
 - (6) ヘイト表現、地域差別、フェイクニュースの流布などを行わない。
- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項
(定時社員総会の召集時期)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に召集する。

(社員総会の召集権者)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

(社員総会の議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、社員総会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第17条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第20条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第22条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 23 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 24 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 25 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第 26 条 前条の規定にかかわらず基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 27 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 28 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 29 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを神奈川県に帰属させる。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 9 月末日までとする。

(設立時の入会金及び会費の額)

第 31 条 当法人の設立時における入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

(1) 入会金

正会員	個人	10,000 円	団体	50,000 円
-----	----	----------	----	----------

賛助会員	個人	2,000 円	団体	10,000 円
------	----	---------	----	----------

(2) 年会費

正会員	個人	10,000 円	団体	50,000 円
-----	----	----------	----	----------

賛助会員	個人	1 口	2,000 円
------	----	-----	---------

団体	1 口	50,000 円
----	-----	----------

(設立時役員)

第 32 条 当法人の設立時代表理事及び設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事兼代表理事	木本	明宏
------------	----	----

設立時理事	〇〇	〇〇
-------	----	----

設立時理事	〇〇	〇〇
-------	----	----

(設立時社員)

① ① ① 捨印

第 33 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神奈川県座間市〇〇〇〇

設立時社員 木本 明宏

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時社員 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時社員 〇〇 〇〇

(法令の準拠)

第 34 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人宗教 2 世支援センター陽だまり設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 4 年 12 月 13 日

設立時社員 木本 明宏 ①

設立時社員 〇〇 〇〇 ①

設立時社員 〇〇 〇〇 ①